

意見募集要領

1 意見募集対象

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集

2 資料入手方法

意見募集対象となる政令案については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

・ 下記（１）～（３）

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

・ 下記（４）

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

ご記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

（１） 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：chikyousai-kisoku@soumu.go.jp

総務省自治行政局公務員部福利課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込んでください。

コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出を極力控えていただきますよう御協力をよろしく申し上げます。やむを得ず添付ファイルにより提出される場合のファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省自治行政局公務員部福利課 あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスク等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスク等の条件は、次のとおりです。

○ 磁気ディスク：3.5インチ、2HD

光ディスク：コンパクトディスク

光磁気ディスク：MOディスク

○ ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル
又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスク等には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスク等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5561

総務省自治行政局公務員部福利課 あて

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(4) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

※ 添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(1)の方法により提出してください。

4 意見提出期限

平成25年5月26日（日）午後5時（必着）

○ 郵便についても、募集期間内の必着とします。

○ なお、意見の受付締切時間終了後において、意見提出フォームに意見を記載し送信することが可能な場合でも、提出された意見を意見公募手続による意見として受けはいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）パブリックコメント・意見募集案内（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省自治行政局公務員部福利課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6 問い合わせ先

総務省自治行政局公務員部福利課（電話：03-5253-5557）

意見書

総務省自治行政局公務員部福利課 あて

郵便番号：〒 _____

住所： _____

氏名（注1）： _____

電話番号： _____

電子メールアドレス： _____

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。